

事業パートナーの登録に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、はこだて健幸プロジェクト活用ガイドライン第4条に規定する企業・団体の事業パートナーの登録等に必要な事務手続きや、登録基準について定めるものとする。

(定義)

第2条 本要綱における用語の定義は、はこだて健幸プロジェクト活用ガイドラインの例によるものとする。

(申請)

第3条 事業パートナーの登録を希望する者（以下「申請者」という。）は、はこだて健幸プロジェクト事業パートナー登録申請書（別記第1号様式）により申し出ることができる。

(審査)

第4条 代表は、前条の申請があった場合、当該申請に係る内容が、次条の審査基準に適合するかどうかを審査のうえ、速やかに登録承認の可否を決定するものとする。

(審査基準)

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、登録承認をしないものとする。

- (1) 民事再生法または会社更生法による再生または更生手続中の者
- (2) 市の入札参加停止の措置を受けている者または函館市競争入札参加有資格業者指名停止措置要綱に該当する行為を行った者
- (3) 特定の宗教・政治団体と関わる者または業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団および特殊結社団体等またはそれらの関連事業者
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で、風俗営業と規定される業種を営む者
- (6) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業（消費者金融）を営む者
- (7) たばこ製造業を営む者
- (8) 各号に掲げるもののほか、連携することが本事業の趣旨に反するなど不適當であると代表が認める者

(通知)

第6条 代表は、登録承認をすることと決定したときは、はこだて健幸プロジェクト事業パートナー登録承認決定通知書（別記第2号様式）により通知する。なお、審査の結果は、申請者の申込み内容等が法令に違反しないことを保証するものではなく、法令の遵守は各事業パートナーの責任とする。

2 代表は、承認をしないことと決定したときは、はこだて健幸プロジェクト事業パートナー登録不承認通知書（別記第3号様式）により通知する。

（登録内容の変更）

第7条 事業パートナーは、登録内容に変更があるときは、はこだて健幸プロジェクト事業パートナー登録内容変更届出書（別記第4号様式）により代表に届け出なければならない。

（登録の辞退）

第8条 事業パートナーは、登録の辞退を希望するときは、はこだて健幸プロジェクト事業パートナー登録辞退届出書（別記第5号様式）により代表に届け出なければならない。

（登録の取消し）

第9条 代表は、事業パートナーが第5条に定める審査基準のいずれかに該当することが判明した場合、事業パートナーの登録を取消し、はこだて健幸プロジェクト事業パートナー登録取消通知書（別記第6号様式）により通知する。

（登録の更新）

第10条 事業パートナーの登録は、事業パートナーから辞退の届け出がない限り、一年度ごとに自動更新されるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。